

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 埼玉県のと砂災害対策を推進していくためには、県の地形や地質に関する知見のみならず、県のと砂災害対策の歴史や社会情勢を踏まえたと砂災害対策が必要である。

このようなことから、本県の特徴を理解しつつ、専門的な知見から県の砂防行政に助言いただくことを目的に「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会」(常設)(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 砂防関係施設の整備に関すること
- (2) 避難警戒体制の整備に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和5年4月30日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

5 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する委員を委員の互選により選出する。

(報酬等)

第4条 委員会に出席した委員の報酬及び交通費は、別紙「埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会に対する報酬等の取扱いについて」に基づき支払うものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

3 委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。

4 委員会の審議は原則公開とする。ただし、委員会が非公開とする旨を決定した場合は、この限りではない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県のと砂災害対策に関する有識者委員会委員名簿

氏名	現職名
長田 昌彦	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
内村 太郎	埼玉大学工学部 教授
白木 克繁	東京農工大学農学部 准教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
岩谷 忠幸	オフィス気象キャスター株式会社 代表取締役
山越 隆雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室長
杉本 宏之	国立研究開発法人土木研究所 土砂管理研究グループ地すべりチーム 上席研究員
菊池 瞳	国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐
水草 浩一	埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長